

昨年分を提出してください。

昨年分を提出してください。

【収入金額等】の合計が、総収入となります。
(まれに、一時的収入と証明できる場合は、除外されることもあります。)

自宅住所と事業所所在地が同じ場合は、認められる経費が50%になる場合があります。

収支内訳書の【経費】のうち、鈴与健康保険組合が認めるものは、一部の費用のみです。

鈴与健康保険組合が認める経費がある場合は、**【直接的経費申告書】**に記入して下さい。

フォームは鈴与健保組合ホームページにあります。

昨年 年分収支内訳書(一般用)

(あなたの本年分の事業所得の金額の計、
算内容をこの表に記載して確定申告書
に添付してください。)

【鈴与健康保険組合が認める経費】

→原則不可だが、同年中に購入したもので、その内容を裏付ける書類を添付した場合は、個別に審査します。
(レシート不可。領収書等で支払日・支払者・支払先・購入物が明確なもの)

混在している場合は、自己申告にて
通勤以外の金額を算出してください。
審査の過程で領収書等の確認の指示があれば、
ご協力ください。

●上記以外は認めません●

直接的必要經費申告書

尚、今後、被扶養者の状況に変更があった際は速やかに連絡いたします。また、本申告内容に相違があった場合は、遡って被扶養者資格を取り消されても異存ございません。

以上

【総収入額(確定申告書)】から
【仕入金額(収支内訳書)】と
【直接的経費申告書】を差し引いた金額が
認定基準額以内かどうかを審査します。

- 2 -